

守口市駅北側エリアリノベーション推進事業支援業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

守口市駅北側エリアリノベーション推進事業支援業務委託

2 業務の委託期間

契約締結の日から令和 11 年 3 月 31 日まで

※ 3 か年の継続業務

※ 初年度については社会実験を想定しており、予算に見込んでいる。

※ 年度別の業務内容については、企画提案の内容及び「5 業務委託内容」に基づき、協議の上決定する。

3 業務の目的

守口市駅北側エリアでは、令和 5 年 3 月に策定した「守口市駅北側エリアリノベーション戦略」に基づき、まちの賑わい創出に向けた取組を進めている。本業務は、同エリアで整備が進む都市計画道路豊秀松月線の供用開始を見据え、将来の道路活用に向けた社会実験等を通じて賑わい創出や回遊性向上を図るものである。これまでの取組を踏まえ、「歩行者利便増進道路」（通称「ほこみち」）制度の活用を念頭に、持続可能な道路空間活用を通して、公民連携によるまちづくり体制を構築することを目的とする。

4 委託業務の対象エリア

別紙 3 のとおりとする。

5 業務委託内容

(1) 業務計画書の作成及び提出

業務の目的、内容を把握した上で作業方針及び作業工程等を立案するとともに、業務に必要な準備を行う。受託者は、契約締結後速やかに 3 か年分の業務計画書を作成し、市に提出しなければならない。なお、受託者は、業務計画書の内容を変更する場合には、その理由を明確にした上で、その都度、市に変更業務計画書を提出しなければならない。

業務計画書には、下記の事項を記載するものとする。

- ① 業務概要
- ② 実施方針
- ③ 業務工程
- ④ 業務実施体制（責任者、担当者、連絡先等を明記）

- ⑤打ち合わせ計画
- ⑥緊急時の連絡体制
- ⑦その他、特記事項

(2) 現在の取組状況の整理と今後の更なる戦略推進に向けた支援【令和8年度～10年度】
令和5年3月に策定した「守口市駅北側エリアリノベーション戦略」を踏まえ、これまでの賑わい創出等によるエリア価値の向上に向けた取組の内容や状況を整理し、今後の戦略推進にあたっての課題を整理するとともに、エリアプラットフォームのあり方も含め他のエリアマネジメント組織の事例を参考に、更なる戦略推進に関する助言を行うこと。

(3) 社会実験の検討及び実施【令和8年度】

① 豊秀松月線における、持続可能な道路活用に向けた社会実験の検討及び実施

- (ア) 豊秀松月線道路活用の前提条件整理を行うこと。(関係機関との協議及び周知等)
- (イ) 社会実験の対象場所は4のとおり
- (ウ) 受託者の企画する内容には、社会実験の趣旨等を踏まえ、1回以上の開催とすること。
- (エ) 社会実験に要する費用は、本委託料に含むものとする。ただし、委託料とは別に市内をはじめ関係企業の協賛金を募ることは妨げない。
- (オ) 効果的なチラシ・ポスター等による広報活動を行うこと。
- (カ) 効果や課題などの検証結果(アンケート等)を反映した次年度以降の社会実験等の実施計画を作成すること。
- (キ) 周辺の民間事業者の主体的な参画を促進する有益な内容とするため、社会実験については、関係機関との協議や民間事業者への参画の働きかけ等、実施にあたっての調整を行うこと。

② 実施における留意事項

- (ア) 実験エリア内にテーブルやイス、ベンチ等の可動なファニチャーを設置する等、滞在が出来る憩いの空間を創出すること。ファニチャーの設置撤去及び管理については、受託者が行うこと。
- (イ) 実験エリア内の景観を向上させるオブジェクトの設置や緑を活用する等、居心地の良い景観の創出に努めること。
- (ウ) 多様な人の活動や交流が生み出されるよう努めること。
- (エ) 社会情勢の変化等により社会実験の開催が難しい場合は、市及び関係機関等と協議の上、その回数や方法等を変更することができる。

③ 社会実験の実施に伴う安全確保について、以下の内容を実施すること。なお、安全確保のための資機材等については、受託者の責任において設置撤去及び管理を行うこと。

- (ア) 交通誘導警備員が必要となった場合は、受託者において配置すること。
 - (イ) 実験時間外においては、滞在スペースへの保安灯等の設置により、夜間等の安全確保を行うこと。
- (4) 豊秀松月線道路活用準備協議会の運営支援等【令和8年度～10年度】
- ①会議資料作成、議事録作成、関係者調整等を行う。
 - ②民間事業者が中心となる協議会が主体的に「ほこみち」制度の特例区域を有効活用するためのコンセプトや手法、運用体制などをまとめた今後の「利活用計画」について、作成支援を行う。
- (5) 打ち合わせ、報告等【令和8年度～令和10年度】
- 市との打ち合わせは、業務着手時、成果品納品時に行う。また、必要に応じて業務期間中も行うこととする。ただし、市がその時点における進捗状況について報告を求めた場合や、本業務に係る資料の作成及び提出を求めた場合は、受託者は速やかに応じなければならない。

6 管理責任者の配置

管理責任者として、国又は地方公共団体が発注する公民連携まちづくり事業かつ道路活用に関する業務について、平成28年4月1日以降に管理及び総括等を実施した実績がある者を配置すること。

7 検査

- (1) 受託者は、業務完了後、本業務に係る検査を受けなければならない。
- (2) 検査に合格したことをもって業務を完了とする。
- (3) 市は、検査に先立ち受託者に検査日を通知する。受託者は、検査に必要な人員及び機材を準備しなければならない。なお、検査に要する費用は、受託者の負担とする。
- (4) 市の検査員は、次に掲げる事項を検査するものとする。
 - ① 本業務の成果品
 - ② 本業務の管理状況

8 委託料の支払い

業務委託料については、年度ごとの完了払いとし、各年度の委託業務が完了し、市が検査を終了した後、受託者からの請求があった日から30日以内に当該年度の委託料契約金額を一括して支払う。

9 成果品

- (1) 年度ごとに「5 業務委託内容」の実施内容を報告書として取りまとめたものを

成果品とする。

- (2) 受託者は、成果品について、冊子 2 部及びその電子データ (CD-ROM 等) をまちづくり戦略課に納品すること。
- (3) 受託者は、各種データの作成に要した基礎データについても、併せて提出すること。

10 成果品の取り扱い

成果品及び本業務の遂行によって得られた全ての作成物 (以下「成果品等」という。) の所有権、著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。) その他一切の権利は、市に帰属するものとする。また、受託者は成果品等に関して著作者人格権を行使しないものとする。なお、採用された企画提案の内容を基に作成された成果品についても、本条の規定を適用する。

11 個人情報の保護

受託者は、委託業務上知りえた個人情報を、第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

12 秘密保持

受託者は、本業務に関して知り得た情報を、市の事前の承諾なく第三者に漏らし、または他の目的に利用してはならない。委託期間が満了し、または契約が解除された後も同様とする。

13 受託者および業務従事者の責任

受託者が、委託業務の実施につき市または第三者に及んだ損害 (天変地異およびその他受託者の責に帰することのできない事由によるものを除く) については、受託者がその責を負う。

14 協議事項

この仕様書に定めるもののほか、本業務の遂行に関して必要な事項が生じた場合は、その都度、市と受託者が協議し、決定するものとする。

15 その他

- (1) 現在、豊秀松月線は事業中であり、令和 8 年度以降も用地交渉、道路整備工事が予定されているため、当該事業の進捗と十分調整し、事業に支障がないよう業務を実施すること。
- (2) 委託業務の実施のために負担する受託者の一切の経費は、委託料に含まれるも

のとする。

- (3) 委託業務の実施にあたっては、市及び各関係機関等との連絡調整を十分に図ること。
- (4) 受託者は、常に市からの連絡を受け取れる状態とし、市から打ち合わせ等の申し出があった場合は、誠実に対応すること。
- (5) 本仕様書は、市が業務成果として求める最低基準を示すものであり、提案者の企画提案の内容を制限するものではない。
- (6) 本業務委託は、公募型プロポーザル方式により受託者を選定する。受託者の選定後、その提案内容を踏まえ、市と受託者で協議を行った上で、最終的な業務内容及び仕様を決定するものとする。